

2020年度 調査研究報告書の解説

『社会的課題の解決に向けたPFS/SIBの活用に関する調査研究報告書』について

株式会社日本総合研究所 コンサルタント 高橋 光進

1. 調査研究の背景・目的

多様化、複雑化する社会・地域課題を逼迫する財政の中で、いかに効率的・効果的に解決するかの検討は急務であり、新しい官民連携のあり方として、成果連動型民間委託契約方式(Pay For Success以下、「PFS」という。)やソーシャル・インパクト・ボンド(Social Impact Bond以下、「SIB」という。)を採用した取組が注目されている。

本調査研究は、多摩・島しょ地域の自治体がPFSやSIBを導入する際の各種事業検討に資する基礎資料・データを作成し、社会的課題の解決策の一つとしてPFSやSIBを用いる意義や方法を取りまとめることを目的とするものである。

本調査研究では、PFSやSIBの課題及び有用性を先進自治体、有識者、民間企業等へのヒアリング調査等を通じて整理を行っている。さらに、多摩・島しょ地域自治体の社会保障費の推移や財政状況の傾向等を整理した上で、アンケート調査及びヒアリング調査を通じてPFSやSIBに関する現在の検討状況や期待等について分析・検討を行っている。

本報告書の構成は以下のとおりである。

- 第1章 調査研究の目的、概要
- 第2章 PFS/SIBに関する基礎知識・考え方の整理
- 第3章 多摩・島しょ地域における現状
- 第4章 事例分析
- 第5章 自治体における成果連動型契約(PFS/SIB)に関する講演会
- 第6章 提言

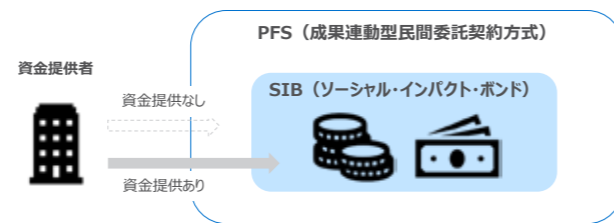
2. PFS/SIBの特徴、従来の委託事業とのスキームの違い

PFSとは、国又は地方公共団体等が、民間事業者等に委託や補助等を行う事業であり、解決すべき行政課題に対応した成果指標を設定し、支払額を当該成果指標の改善状況に連動させるものをいう。

また、SIBとはPFSによる事業のうち、民間事業者が資金提供者から資金を調達し、地方公共団体等から受けた支払いに応じて返済や償還等を行うものをいう。

したがって、SIBはPFSの一類型といえる。また、両者を分けるものは資金提供者からの資金調達の有無となる。

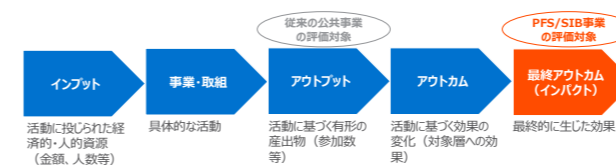
▼図1 PFSとSIBの関係性イメージ図



<出典> 報告書P16

従来の公共事業は、参加数など、事業活動により産出される「アウトプット」に基づき事業を評価するものが多い。一方、PFS/SIB事業では、その活動が最終的にどのような効果・変化をもたらしたかという観点で、主に「最終アウトカム(インパクト)」の創出・最大化を図り、それに対する評価を行うことが特徴である。

▼図2 PFS/SIB事業と従来の委託事業の主な評価対象の違い



<出典> 報告書P17

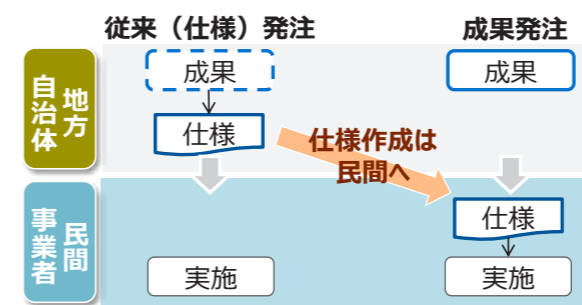
評価の対象が異なることから、両者においては発注方式も異なるものになる。

従来型の業務委託においては、行政は、事業が達成するであろう成果(政策目的)を設定しつつ、それを実現する事業の仕様を自ら定め、民間はその仕様に従って業務を遂行する。

これに対して、PFS/SIBにおいては、行政は創出・最大化したい「成果」を発注することになる。これにより、民間事業者は、成果を創出・最大化する手法(=仕様)を自ら決めて実行することになるため、成果創出の責任を負うのは民間事業者となる。

つまり、従来型の業務委託は「行政の業務(公共サービス)を民間事業者が代行して行う」ことであり、サービスの提供主体は行政である。これに対して、PFS/SIBでは、民間事業者が「成果の上がる公共サービス」を自らの資金とノウハウによって提供し、そのサービスを行政が購入するイメージといえる。

▼図3 従来型の使用発注と成果発注の違い



<出典> 報告書P18

3. PFS/SIBに関する制度・政策等の動向

近年の動向として、SIBについては、2017年

6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017」において、「民間の活力を社会的課題の解決に活用するため、民間資金を呼び込み成果報酬型の委託事業を実施するソーシャルインパクトボンドなど、社会的インパクト投資の取組を保健福祉分野で広げる。」ことが盛り込まれた。加えて、2019年6月21日付けで閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」においては、まちづくりにおける新たな手法による金融支援として、「まちづくりにおけるソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)の活用について検討する。」としている。

また、PFSについては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(2019年6月21日閣議決定)や「成長戦略実行計画」(2019年6月21日閣議決定)等において、政府としてその普及促進に取り組む方針が打ち出されている。

さらに、「成長戦略実行計画」に基づき、先進的に取り組んでいる地方公共団体、民間事業者、評価専門家等の幅広い意見を踏まえ、医療・健康、介護及び再犯防止の3分野を重点分野として、2022年度までの関係府省庁の取組事項等を取りまとめた「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」が2020年3月27日付けで策定された。2020年度以降は、このアクションプランに沿って、関係府省庁が連携し、成果連動型民間委託契約方式の普及促進を強力に推し進めていくこととなっている。

このように、PFS/SIBについては、ヘルスケア分野を先駆けとして検討が進められてきた経緯があり、近年ではまちづくり分野についてもその対象を広げるなど、今後もますますの推進が期待されるテーマである。

4. 多摩・島しょ地域における現状

本調査研究で行われた多摩・島しょ地域39市町村の担当者を対象としたアンケート調査によると、PFS/SIB等を活用した施策等をすでに導入している自治体は2市のみであり、他の自治体では具体的な検討が進んでいない状況が明らかになった。一方、「導入したいと考えている」